

社会復帰促進等事業の概要

社会復帰促進等事業とは

労災保険制度で、事業主の皆様からお支払いいただいた労働保険料の一部で、以下の3つの事業を行うものです。

社会復帰促進事業

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

被災労働者等援護事業

被災労働者とその遺族の援護を図るために必要な事業

安全衛生確保等事業

労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業

1. 社会復帰促進事業

主な事業

- ・アフターケアの実施
- ・義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等

2. 被災労働者等援護事業

主な事業

- ・労災重度被災労働者に対する介護の実施
- ・労災就学等援護費の支給 等

3. 安全衛生確保等事業

主な事業

- ・第3次産業労働災害防止対策支援事業
- ・産業保健活動総合支援事業費補助金
- ・未払賃金の立替払事業 等

社会復帰促進事業一覧

事業名	事業概要
外科後処置等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等による傷病が治癒した後の再手術等、外科後処置に要した経費の支給
義肢等補装具支給経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害等による両上下肢の亡失、機能障害等が残存した者の義肢等補装具の購入等に要した費用の支給
特殊疾病アフターケア実施費	<ul style="list-style-type: none"> ・20傷病（せき髄損傷、精神障害等）を対象として、医療機関での診察等に要した費用の支給 ・アフターケアのための通院に要する費用の支給
社会復帰特別対策援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・療養期間が長期間に及ぶ振動障害等の疾病にり患した者への賃金の一部補填や職業転換等に要する費用の支給
CO中毒患者に係る特別対策事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条」に基づき、CO中毒患者の特性を十分に考慮した診療体制等の整備
独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（被災労働者援護事業及び安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う ・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う
労災疾病臨床研究補助金事業（安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助

被災労働者等援護事業一覧

事業名	事業概要
独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（被災労働者援護事業及び安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う ・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う
労災疾病臨床研究補助金事業（安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	<ul style="list-style-type: none"> ・炭鉱災害により、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対する介護料の支給
労災就学等援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労災年金受給者及びその子弟に対する、学校等に在学する場合の就学に要する経費及び未就学児を幼稚園、保育所等に預ける場合の保育に要する経費の支給
労災ケアサポート事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護・看護等が必要な労災重度被災労働者等に対する看護師等による訪問支援等
休業補償特別援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむをえない事由で休業補償を受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給する
長期家族介護者に対する援護経費	<ul style="list-style-type: none"> ・労災重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合の、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対する生活転換援護金の支給
労災特別介護援護施設運営費・設置経費	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護を受けることが困難な労災重度被災労働者が利用する労災特別介護施設の運営、整備・修繕
労災診療被災労働者援護事業補助事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者への診療に要した費用が国から労災指定医療機関に支払われるまでの間の当該費用に相当する額について、（公財）労災保険情報センターが行う無利子貸付事業に対する補助
過労死等防止対策推進事業実施経費（安全衛生確保等事業としても実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 ・国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」 ・過労死等の労働問題等について理解が深まるよう啓発するため、過労死遺族や労働問題の専門家の講師派遣 ・過労死で親を亡くした遺児及びその保護者等を対象とした過労死遺児交流会の実施

安全衛生確保等事業一覧（1）

事業名	事業概要
<p>独立行政法人労働者健康安全機構運営費、施設整備費（社会復帰援護事業及び被災労働者援護事業としても実施）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行う ・事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行う ・療養施設（労災病院を除く）の整備等を行う
<p>労災疾病臨床研究補助金事業（社会復帰援護事業としても実施）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究、放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究への補助
<p>過労死等防止対策推進事業実施経費（被災労働者援護事業としても実施）</p>	<p>「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき閣議決定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①大学・高等学校等における労働条件に関する啓発に係る講師派遣 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」（毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて開催） ④イベントを通じて過労死で親を亡くした遺児等の心身のリフレッシュを図るほか、遺児及びその保護者を対象とした相談等を行う過労死遺児交流会を実施する
<p>安全衛生啓発指導等経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を効果的に促進させるための全国安全週間・全国労働衛生週間の実施 ・災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施 ・車両系建設機械の運転等一定の危険又は有害な業務に従事する者や、作業主任者の一部に義務づけられている技能講習の修了者の利便性を高めるため、技能講習修了証を統合した証明書の発行 ・労働者の健康障害を未然に防止するため、有害物質等有害要因を有する事業場に対する監督指導等の実施 ・火災、爆発等の重大な災害の再発や同種災害の発生を防止するため、重大な災害等発生時に徹底的な災害原因調査の実施 ・重篤な労働災害を発生させた事業場等に対して安全管理措置の構築を図るため、当該事業場等に対する継続的な安全指導の実施

安全衛生確保等事業一覧（２）

事業名	事業概要
職業病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の健康の保持増進のため、被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積するシステムの構築及び健康相談、保健指導の実施 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口の開設、産業保健支援に係る研修会の開催、廃炉等作業員の健康管理に係る情報発信の実施 ・東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信を強化するため、東電福島第一原発作業者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を、厚生労働省の英語版ホームページに掲載及び世界保健機関（WHO）等の国際機関への情報発信の実施 ・東電福島第一原発の被ばく線量低減対策の強化のため、東電福島第一原発における廃炉作業等の施工計画作成者等に対する被ばく低減措置の実施に係る必要な教育の実施 ・被ばく線量低減に関する専門家チームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討、好事例の収集及び元請事業者が作成する施工計画に対する助言の実施 ・眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する ・職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知
じん肺等対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿ばく露によるじん肺等への対策のため、石綿取扱い業務等に従事し離職した労働者等に対する健康管理手帳の交付、特殊健康診断の実施 ・石綿作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の普及啓発を行うため、石綿に係る特設ウェブサイトの運用等の実施 ・石綿除去作業等に対応する行政体制を充実するため、石綿障害防止総合相談員等による石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査等の実施
職場における受動喫煙対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における受動喫煙防止対策に係る問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導 ・喫煙室等を設置する事業場に対して設置費用を一部助成
職場における化学物質管理促進のための総合対策	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察 ・事業場における適切な化学物質管理の支援及び促進を図るため、化学物質管理に関する相談・訪問指導の実施、職場における化学物質管理に関する講習会等の実施 ・市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施
産業保健活動総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置 ・都道府県労働局長が事業者に対して作業環境測定実施や臨時の健康診断実施を指示する際、労働衛生指導医からの意見の聴取を実施 ・事業場における産業保健活動（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組）に対する各種支援を行うため、事業者、産業保健スタッフ等への研修等の実施、情報提供等を実施 ・労働者数50人未満の小規模事業場等に対する訪問指導、相談対応等を実施 ・中小企業の産業保健種活動を支援する団体経由産業保健活動推進助成金の支給

安全衛生確保等事業一覧（3）

事業名	事業概要
働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署に配置した時間外及び休日労働協定点検指導員による窓口指導の徹底 ・労働時間管理適正化のための指導が必要な事業場に対する個別訪問指導 ・過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検の実施・インターネット監視による労働条件に問題のある事業場情報の収集 ・夜間・休日に無料で電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」の設置 ・労働基準法等の基礎知識、相談窓口及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等をまとめた労働条件ポータルサイトの設置 ・大学や高校等での法令の周知啓発や労働法教育に必要な指導者用資料の作成 ・36協定未届事業場に対し自主点検を実施するとともに、基本的な労務管理や安全衛生管理についてセミナー及び個別訪問での専門家による助言等の実施。また、具体的事例を交えて、過重労働による労働者の健康障害防止に特化したセミナーを開催。 ・新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトにて、労働関係法令の周知及び関係法令に基づき事業場が行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについてWEB上で診断を受けられるサービス等の実施
メンタルヘルス対策等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人のメンタルヘルス対策のため、ポータルサイト「こころの耳」における情報提供、メール・電話・SNS相談等の実施
治療と仕事の両立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・反復・継続して治療が必要となる疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成 ・両立支援の一層の取組の促進を図るため、広報用ポータルサイトの設置、シンポジウムの開催
職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職場のハラスメントに関するポータルサイトの改修・運営等による周知・啓発 ・雇用均等指導員による、職場におけるハラスメント事項等にかかる相談対応等 ・パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主に対する啓発指導の実施
建設業等における労働災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施 ・一人親方等を対象とした研修会及び現場での技術指導等の実施

安全衛生確保等事業一覧（４）

事業名	事業概要
第三次産業等労働災害防止対策支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒や腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害が多発している小売業、介護施設等の第三次産業において、自主的な対策を促進するため、事業者による好取組事例を共有する ・中小企業を対象に高齢労働者の安全衛生対策の導入にかかる費用の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」事業を実施 ・外国人労働者等に対する教育の推進を図るため、視聴覚補助教材等の普及や外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家による対面支援・指導等を実施する
林業従事労働者等における安全衛生対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・伐木等作業における安全作業のためのマニュアルを開発、同マニュアルに基づく、林業の事業場における安全担当者を対象とする安全対策講習会を実施 ・林業従事労働者等における労働災害防止のため、チェーンソー取扱作業指導員による林業の作業現場等の巡回を行うと共に、ガイドブック等を用いたチェーンソー取扱作業指針の周知徹底
機械等に起因する災害防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性・有害性のある機械等について、労働災害の防止を図ることを目的として、機械等の検査検定等を行う登録機関の監査指導を実施 ・構造規格への適合が義務付けられた機械等の安全性を確保するため、市場に流通している機械等の買取試験を実施 ・スマート保安の推進のため、ボイラー等について、FFS（供用適正評価）に基づく維持基準のあり方等の検討を行う
自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック運転者の労働時間短縮に向けた運送事業者・荷主等向けの相談センターの運営、周知用コンテンツ作成、ポータルサイトの継続運営 ・令和6年4月から適用の改正後の改善基準告示の周知
家内労働安全衛生管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・家内労働安全衛生指導員による安全衛生指導 ・家内労働者の危険有害業務について、災害防止対策好事例の収集 ・家内労働の安全衛生確保等に関するセミナーの実施、総合的な情報提供を行うサイトの開設

安全衛生確保等事業一覧（５）

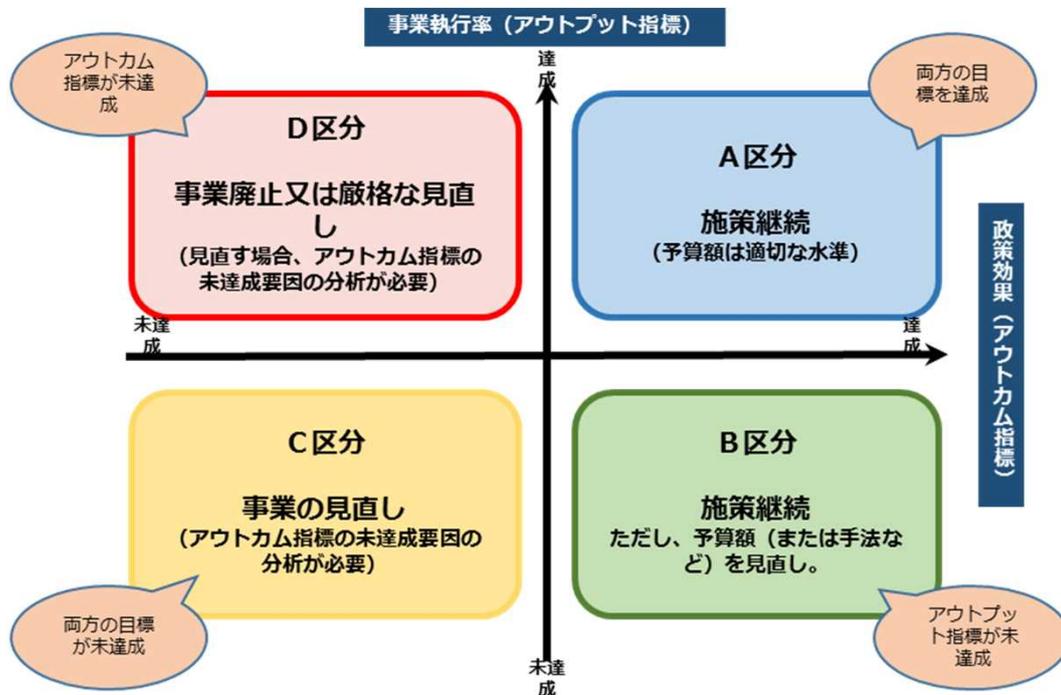
事業名	事業概要
母性健康管理等対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・母性健康管理について周知啓発のためのパンフレット等の作成や配布 ・母性健康管理の措置に関する企業や女性労働者等からの相談対応 ・女性労働者や事業主向けの母性健康管理に関するサイトの運営 ・雇用均等行政に係る行政指導や相談等をデータベース管理し、迅速かつ正確な事務処理を実施 ・雇用環境・均等部(室)や労働基準監督署等に設置している総合労働相談コーナーにおける、母性健康管理措置にかかわる相談を含めた年間120万件を超える労使からの労働相談、労使への紛争解決援助等の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理する雇用環境・均等システムを運用し、労働環境の整備や雇用維持を図る
外国人技能実習機構に対する交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体、実習実施者に対する実地検査の実施 ・安全衛生マニュアルの活用等による啓発 ・実習実施者に対する安全衛生セミナーの開催
労働災害防止対策費補助金経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等による自主的な安全衛生活動を促進し、労働災害を防止するため、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動事業等に対する補助
産業医学振興経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における労働者の健康を管理する産業医の養成及び産業医科大学の運営に対する助成 ・産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営及び産業医の資質の向上を図る研修等の実施
未払賃金立替払事務実施費	<ul style="list-style-type: none"> ・企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対して、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払する制度の実施
過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成金の支給 ・働き方改革推進支援センターの設置 ・「働き方・休み方改善ポータルサイト」による「働き方・休み方改善指標」や企業の働き方・休み方改革に関する好事例等の提供 ・不妊治療と仕事との両立を支援するための休暇制度等の整備に向けた事業主向けセミナーの実施・マニュアルの作成等
テレワーク普及促進等対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な労務管理のためのテレワークガイドラインの周知啓発や、テレワークに関する労務管理とICTの双方についてワンストップで相談できる窓口の設置 ・セミナーの開催や先進企業の表彰等を通じた気運の醸成 ・テレワーク導入に関する相談対応及び訪問コンサルティング等による導入支援 ・企業向けセミナー、労働者向けイベントの開催や先進企業の表彰等を通じた気運の醸成

安全衛生確保等事業一覧（6）

事業名	事業概要
医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「医療勤務環境改善支援センター」における医療機関からの労務管理等に関する相談支援等 ・医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究 ・医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営
中小企業退職金共済事業経費	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済制度において、独立行政法人勤労者退職金共済機構に対して、事業主に対する掛金負担軽減措置に要する費用の補助、中小企業退職金共済事業に必要な経費の補助
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・労働政策に関する総合的な研究の実施 ・労働に関する事務に従事する者に対する研修の実施 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備
個別労働紛争対策費・多言語相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・個別労働関係紛争の解決・促進のための「総合労働相談コーナー」の設置 ・都道府県労働局長による紛争解決のための制度の運営 ・多言語相談支援
雇用労働相談センター設置・運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域に設置した「雇用労働相談センター」における、相談対応・個別訪問指導の実施

社会復帰促進等事業の評価方法

1. アウトカム指標を用い、その事業が国民生活や社会経済に及ぼした影響を「政策効果」として評価。
2. アウトプット指標を用い、事業を行うことにより提供されたモノやサービスの量を「事業執行率」として評価。
3. 達成度により、A, B, C, Dの4区分に仕分け。
4. Aに区分された事業についても、「予算執行率」が80%未満のものは、翌々年度の予算額を適正な水準に見直し。



社会復帰促進等事業の進め方

- 社会復帰促進等事業は、P D C Aサイクルに基づき厳格に目標管理を行っています。
- 個別の事業を適正に遂行するために、年度ごとに目標を設定し、目標を達成したかどうかを翌年度にチェックします。
- 設定する目標は、アウトカム指標【政策的な効果を示す指標】とアウトプット指標【事業の執行率を示す指標】の2種類があります。
- 個々の事業の目標とその実績は「社会復帰促進等事業に関する検討会※」において点検し、その結果を労働政策審議会（労働条件分科会労災保険部会）でも議論し、P D C Aサイクルをより透明化します。
- 目標が達成できなかった事業については、その理由を分析し、改善措置を講じます。

